

出雲大社「神門どおり」おもてなし特区

(申請者 出雲商工会)

1. 申請内容

(1) 事業内容

県道斐川出雲大社線(ご縁広場交差点～勢溜交差点)「神門通り」の歩道区域中、歩行者の通行や居住者に支障のない場所に、周辺との調和に配慮した縁台等を設置。

- ・置き座(縁台) : 通年 9時～19時
- ・フラワーポット、提灯 : 通年 終日
- ・幟 : イベント・祭礼時のみ、終日

(2) 特区の範囲

県道斐川出雲大社線 出雲市大社町(ご縁広場交差点～勢溜交差点)

出雲市大社町修理免773-8番地先から出雲市大社町杵築東363番地先まで

(3) 目指す地域活性化

整いつつあるハード整備と連動した「おもてなし」を図り、出雲大社門前にふさわしい風格とにぎわい、活気ある通りの再生を目指すとともに、地域住民と県内外の来訪者との交流人口拡大を図る。

2. 規制の内容

①道路使用許可単位

許可単位(申請単位)は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている

②道路使用及び道路占用許可期間

許可期間は、道路の安全と円滑な利用及び周辺交通に及ぼす交通障害などを勘案し、最長1ヶ月としている。

③道路使用許可申請に係る手数料の納付

道路に工作物等を設置するときは、1件につき2,200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

3. 対応方針

この事業は、出雲商工会が計画書に基づき、設置する物件等を把握し、安全管理のための点検体制も構築し、一体的に管理・運営が図られることや、地域全体での美化活動、学校と連携した子ども体験プログラム、観光案内の実施など、公共性が高いと認められることから、規制を緩和する。

- ・道路使用許可単位の緩和
事業主体による包括一件申請を認めるものとする
- ・道路占用許可及び道路使用許可の緩和
最長3ヶ月を認めるものとする
- ・道路使用許可申請手数料の免除
手数料免除を認める